

会 議 録

会議の名称	令和7年度（2025年度）第2回豊中市障害者施策推進協議会		
開催日時	令和8年（2026年）3月30日（月曜日）14時00分～16時00分		
開催場所	豊中市立地域共生センター西館 3階 大会議室	公開の可否	○可 不可・一部不可
事務局	福祉部障害福祉課	傍聴者数	5人
公開しなかった理由			
出席者	委員	大谷会長、星屋副会長、河本委員、星名委員、六車委員、北野委員、寺本委員、井上委員、上田委員、小山委員、福本委員、矢本委員、岡田委員、長永委員 以上、14人	
	事務局	小野福祉部長、坂口福祉部次長、 （以下、障害福祉課） 森田課長、鳥山主幹、細貝主幹、阿部補佐、加藤副主幹、泉谷係長、酒井係長、東野係長、乗上、武智 （以下、おやこ保健課） 井上課長、橋爪係長、中越主査	
	その他		
議題	案件1．第8期豊中市障害福祉計画・第4期豊中市障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書について 案件2．障害福祉センター運営検討部会の報告について 案件3．その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

議事要旨

- 開会あいさつ
- 会長あいさつ
- 事務局より会議の留意事項ならびに配布資料の確認
- 事務局より会議公開の報告
- 会議成立報告

【案件1】第8期豊中市障害福祉計画・第4期豊中市障害児福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書について

(事務局)

- ・案件1について説明。

(会長)

- ・案件1について質問はあるか。

(委員)

- ・27ページの18歳以上の障害福祉サービス利用者の「役所で手続きするときや公共施設を使うとき」について、前回よりも差別を受けた場面があるという回答が増えている。3年前より色々な取組が進んでいるが、これについて事務局の考えを教えてほしい。

(事務局)

- ・3年前と比較して、確かに障害者差別解消に関する取組は進めていることがまず一点ある。本市の取組としては、障害者差別解消に関する相談は市役所で承り、その内容について障害者差別解消支援地域協議会の相談事例部会でご意見をいただき、さらにその内容を障害者差別解消支援地域協議会の代表者会議でお示しし、委員の皆さまからご意見をいただいて、今後の取組につなげていくことにしている。今年度の事例で言えば、行政機関または市役所内部での事例もあり、委員の皆さまにご意見をいただいているところになる。単純に差別を受けた経験について、状況が悪くなったという評価ももちろん考えられるが、障害者差別とは何かが認知された点については、少しずつ進んでいると認識している。

(会長)

- ・ご質問は3年経って前よりも差別と感じる市民が増えている点についてどうか、という趣旨だったと思う。それをどう見るかという視点で考えてみたい。調査は、同じ方に実施しているわけではない。さまざまな人に問うているので、そのあたりの認識の仕方が随分異なることが、まず一点ある。虐待は特にそうだが、大阪は10年間全国一位である。私はあまり感心しないが、市民の意識が高くなったからそれだけ増えていると捉える方もいる。施策も講じているが、なかなか難しいところもあると思う。それをどのように評価するかが一つのポイントになる。豊中市としては、障害者差別解消支援地域協議会で事象については取り組んできた。そういう意味では、障害者差別解消支援地域協議会そのものが組織されていない自治体もあるので、先進的に取り上げながら前に進めている側面もあると考えている。色々な意見があると思うが、そういうご理解でよろしいか。

(委員)

- ・キャッチするほうの市民なり障害の方が、このように捉えている。そのあたりの認識の違いを、センシティブに考えてほしい。

(事務局)

- ・公共の場での差別について、本市の取組に先ほど触れていなかった。本市では、障害者差別解消に関わる職員対応要領を障害者差別解消法施行と同時に制定している。障害者差別解消法の見直しの度に検証をして、新たな改正も行っているところである。また、公共の場で豊中市職員がいかに差別事象に対して気付きのキャッチをするか、障害のある市民の方への窓口対応についての対応要領は、あらゆる機会を捉えて周知している。例えば今年度は、職員研修以外で人事課と連携し、職員が見聞きする人材育成だよりへの掲載、また、管理職になった時の人事課が発行するガイドブックに掲載する等の取組も進めているところである。

(会長)

- ・他にあるか。

(副会長)

- ・報告いただいたのは、厚い冊子の中のごく一部になる。中身を全て掌握されているかといえば、そうでもない。そういう意味では、皆さんからもっと質問なり意見があって然るべきだと思う。
- ・先日、障害者差別解消支援地域協議会代表者会議があり、その中でも色々と協議されていた。実際にその協議会の中で事例検討に基づいて色々な形で進めているが、ここに出てくるのは本当に生の意見だと思う。それと同時に、まだ幼児の方は自分が差別を受けたかどうか発信しにくい。実際には、この数字はもっと大きいのではないか。
- ・今回新しく施設入所者のアンケートがある。これも大きな数字だと思う。施設入所で、これだけの人が差別を受けている。そういう意味では、差別の問題一つとっても大きな数字であると思う。もっといろいろ細かく聞きたいという意見があって然るべき。
- ・「差別を受けた」中で、例えば差別として認定された、または届け出した数字は、どの程度あるのか。今回は、ただ感じたことを記入している。そういう点もわかるようになれば、もっと実態が把握できるのではないか。

(会長)

- ・他にあるか。

(委員)

- ・施設入所者に関する調査は、すごく貴重な調査だと思う。例えば資料2のアンケート報告書の113ページに、かなり生々しいデータが出ている。「この3年において、あなたは障害や難病があることで嫌な思いをしたり、差別や偏見を受けたりしたことがありますか」という設問があるが、まず障害を持つ方が施設に入る前に施設で起きていることは、差別・偏見より虐待である。しかし、露骨に虐待を受けていますとは言いにくい。入所年数別で5年未満の方は虐待を受けたことが「ときどきある」の数値が高い。ところが、5年を超えて20年まで暮らしていると、「ときどきある」は4.1%、20年以上の方は1.4%になる。長くいる人ほどこの数値が下がっていることをどう解釈するべきか難しい問題である。普通の市民生活を送っていて施設に入り、施設で受けている待遇・支援に対して嫌な思いをする方がはじめはいるが、長期間いるほど慣れてしまい、そうい

うことが当たり前になってしまうと解釈できる可能性が高い。そのあたりも含めて、我々はこれからどのようにこれを考えていけば良いか、検討願いたい。

(会長)

- ・施設入所者は豊中市では悉皆調査、つまり全数調査しており、同じ方に対する経年変化がわかる。入所年数が長い方が逆に差別に対する嫌な思いが低くなっていることをどう考えていくか。

(委員)

- ・これは私の解釈、意見としてもらえれば結構である。

(会長)

- ・アンケートを送って、施設職員の方に書いてもらうことになる。そうすると、直接問題があると言にくい、あるいは抑えざるを得ない環境もあるのではないか。それも検討課題として、施設の方をお願いすることはやむを得ないところもあるが、できれば何%かは直接聞き取りに出かけてヒアリングすることを考えても良いのではないか。ご指摘について、今後活かしてほしい。

(委員)

- ・施設入所者アンケートは、今言ったような文言は言にくいと思う。自分も10年も15年も前に入所していた。地域に帰るプログラムがあって頑張ったが、施設職員になかなか言えないことも多かった。個人的には、この項目には疑いを感じてしまう。

(会長)

- ・検討課題として議論を進めてもらいたい。

(委員)

- ・施設入所者は、職員からに限らず差別されたような気持ちになってしまう出来事があると、それだけで生活が一変してしまう。精神にも感受性の強い人が多いので、そういうふうに思わせるような何かが、本人の思い込みだけじゃなくてある。それを言葉にして、相談にのってもらえる環境を普段から作ってもらえると、当事者としては救われるのではないか。

(会長)

- ・いわゆる社会意識、そのあたりの人権をしっかり捉えて、対応を考えていく必要があるというご指摘だと思う。

(委員)

- ・概要12ページ《充実が必要だと思う施策やサービス》の「学校の基礎的な環境整備・合理的配慮」の項目について、説明があった。48.5%から37.7%に下がったのは、恐らく通級ができたこと、OTが年に2回入ったこと、支援教育サポーター等の実質的な支援が入ったからだろうとのことだが、実際本当にそうなのか。現場は、合理的配慮が必要な子が増えている。愛着障害もあり、配慮が必要なケースもある。1クラスに2～3人程度の想定で施策は動いているのかもしれないが、実際蓋を開けたら半分ぐらい合理的配慮が必要な子がいる。そういう中で、恐らくこの施策が上手くいったみたいな説明は、そんなに単純な話しでもなさそうだと思います。

(会長)

- ・要望というか、ご意見として伺っておいてよろしいか。

(委員)

- ・結構である。

(会長)

- ・ノーマライゼーション、共生教育で、そのような配慮もしながら進めているとのことだが、実態はそれだけではないのではないか、というご指摘である。昨年、医療的ケア、子どもの養育支援に対する法律ができたが、子どもはいつか大人になる。大人も含めた重症心身障害の支援が、今後拡大する。そうすると合理的配慮の仕組み、意思決定支援、その方の思いをどう捉えていくか、その視点は欠かせない。昨年末の社会保障審議会の部会でも、権利擁護、意思決定支援の配慮事項が大事であると明文化された。一人ひとり違うので、意思決定を支援する仕組みのありようが求められてきている。教育においても、一人ひとりを大切にすることで、主に意思決定をどうサポートしていくか。自閉症児のパンフレットに入れていただいたが、発達障害のある子一人ひとりがどう皆と一緒に学校の中で学ぶかは、やはり欠かせない視点だろうと思う。そういう点を踏まえて、社会全体がそうならいけば良いというご指摘だった。

【案件2】障害福祉センター運営検討部会の報告について

(事務局)

- ・案件2について説明。

(会長)

- ・案件2について質問はあるか。

(委員)

- ・報告にもあった、ひまわりの講座に私も参加している。有意義なもので、障害者にとってはなくてはならないものだと思う。なくすことなく続けてほしい。
- ・手話カフェが好評だったということで、これも一回限りではなく続けてほしい。

(会長)

- ・豊中市は手話言語条例アクションプランも作成し、こういうカフェ活動もされている。それぞれの機関で相談も含めてカフェ活動が一般化すれば、大変有難い。
- ・全体を通して何かあるか。

(委員)

- ・今私は、公立中学校で働いている。このアンケートを見て、やはり小さい頃から一緒に暮らしていくことが差別や偏見をなくしていくと実感した。こども園、小中学校の取組はすごく大事で、それが社会に反映していくと感じたので、これからも頑張っていきたい。

(委員 (ヘルパー))

- ・障害をお持ちの方で自転車に乗られる方もたくさんおられる。ご存知のとおり、4月から改正されたルールがややこしい。それが心配である。

(委員)

- ・最近電車に乗って感じていることは、私達を見かけると席を譲ってくださる方がとても増えた。

(委員)

- ・ひまわりに事前登録してサポートしてもらえるのは安心だが、精神障害の場合はまだまだ偏見があり、他の障害者の方は受けられないような差別を受けている。それでひた隠しにして、自分は障害者じゃないという意識の当事者が多く、なかなか医療にもつながらない。家族会の中でもそうい

う方が多く、話を聞くと一番深刻である。こういう事前登録は、精神障害者の場合は難しい。災害が起きた場合、民生委員が独り暮らし高齢者のサポートをしてくれるものができたとテレビの報道で見たが、消防署の職員が個人情報を出させた事件があった。事前登録した場合、福祉サービスを提供している施設側も、全然違う福祉サービスを提供している事業所も把握することになると思うので、個人情報に関してすごくデリケートに考えている。

(会長)

- ・地域生活支援拠点事業があることを、豊中市民に知らしめないといけない。利用する・しないは個人の問題だが、知らしめる責任は公にある。災害救助法が改正され、災害基本法・災害救助法ともに福祉サービスがその一翼を担うという一文が入っている。緊急の時も含めて、そういう制度があることを知らしめることにもつながっていけば良い。

(委員)

- ・概要版 27 ページについて、ご指摘があった。アンケート調査の受け取り方、あるいは母数、それによって答えが変わってくるのはよくわかる。18 歳以上の障害福祉サービス未利用者で、例えば「福祉サービスを利用するとき」「医療を受けるとき」「役所で手続きするときや公共施設を使うとき」「公共交通機関を利用するとき」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」、いわゆる何らかの利用するところに関して、今回調査でいずれもかなり増えている。他の項目、あるいは他のカテゴリーの方々は、こういったことがほとんどない。未利用者の方だけがこれだけ色々なことを感じておられる。理由があるのかないのか、あるいは受け取り方の問題もあるのだろうか、今後どう改善していくか検討が必要だと思う。

(委員)

- ・事業所を代表して座っている。我々の立場から言うと、働ける場所作りというよりも、働きたい場所にしないとイケない。7月から障害者雇用を 2.7%にするとか、どうしても数字の話になる。ついこの前も、女性管理者 30%とか、男性の育休を 100%にしろとか。数字は単純な手段で、本当の目的はその先にある。そこを外すと、議論がおかしくなる。立場上、色々な審議会に参加している。色々なところでアンケートを実施しているが、対象の方が結構被っている。もう少し広く、横割りの発想ができないものかと思う。
- ・アンケートの意味は効果測定でもある。施策に取り入れたり、次の施策を考えたり、施策を改善したりするためにあると思う。現れた課題は何か、その課題を去年はどう解決したのか、新たな課題はここであるから次の施策にはどう活かしていくか等を見せてもらえると、もう少し意見が言いやすくなると感じた。

(会長)

- ・これはあくまでも一里塚で、次年度から策定委員会を開催する。その基礎資料とご理解いただきたい。その上でご意見、エッセンスを皆さんからいただいて、さらに良い施策を立ち上げることがポイントになる。

(委員)

- ・自立支援協議会としても、部会を作って検証していけば。考え方が広まっているかと言うと、まだまだ伝わっていないと実感している。

・イタリアで色々な人に会ってきた。精神病院や学校も見ってきた。イタリアにも支援学校はあるが、国内に 27 校しかない。日本よりも少し小さい面積で 27 校、日本でいうと都道府県に 1 校以下くらいの割合である。小学校、中学校、高校には色々な障害の子がいた。知的発達の子も同じ教室に机があり、しんどくなった時に休める教室もあった。なおかつ、だいたい 20 人学級だった。精神病院も各州によって違うが、入院病床がない。多くても 2 週間以内の制限で、その先にはグループホームや、1 か月以内で入院できる病院がある州もあったが、1 か月以内に精神保健局が動いて家を探す。豊中で言うと、居住支援協議会みたいなものが、すごく頑張って家を探している。精神保健の法律が整っていると感じた。

・福祉サービスが事業になり、なかには悪いことをしている事業所も耳にする。もっとアピールしていかないと、どんどん障害者が目立たなくなって、先細りになっていく。大阪府が学校を作ろうとしている。それに向かって色々な考えはあるが、疑問に思うことも大事だと思う。インクルーシブな社会が、日本人でもイタリア人でもどこの国でもやろうと思えばできるのではないかと感じた。

(委員)

・いつも遠くに座っていて委員の意見を聞き取れないところがあった。今隣に座らせていただいて、おっしゃることが良くわかった。

(副会長)

・今、委員から大変重い話があり、これは実際共感できる問題だと思う。私も重度の障害を持つ親として、重く受け止める。

・アンケートで毎回気にしているのは、相談支援体制の問題点である。相談したことがないというよりも相談する場所がわからない、また、相談を受け入れる看板の表示等がなく、そのために相談ができない。これが今までサービスを受けている人・受けていない人、また、18 歳未満の人で数字が変わってくる。18 歳未満の障害児は、相談する場所がわからない、どこにあるか知らない数のウェイトが高い。これは、非常に心配である。それと、相談できる事業所や体制は多い。学校はじめ職場、また事業所において等、色々なところで障害に関わらず相談を受けられるところはたくさんあるが、必要な人に見えていないことがこの数字の中に出てきている。障害者の場合、相談支援体制が一番大事だと思う。親亡き後も、相談支援体制は重要な位置を占めてくる。その中で、毎回こういう内容が出てくるのが気になる。福祉計画策定の段階で、このアンケートから出てくる課題は多いと思う。それらをどういう形で拾っていくかは、重要な課題だと思う。

(委員)

・ずっと聞いていて思ったのは、狭間の人があがってこない。相談支援にたどり着くのが非常に大変で、AI やシステムはできても、身を寄せる言葉がけのところが無い。狭間の人達が、このアンケートに出てきたと思う。そういう意味では、豊中市だからこの重たいテーマに臨めると思う。

(委員)

・アンケートとは違うが、疑問がある。周りから見て障害がわからない人に渡すキーホルダー、赤色のハートのものがあると思う。以前ニュースか何かで見たが、中国人の旅行会社の方が配って、それを持っていると皆に親切にしてもらえるよと聞いたことがある。それは本当か。申請の仕方はどうなっているのか。

(事務局)

- ・ヘルプマークは、豊中市では、市役所とひまわり、保健所、すこやかプラザ、千里コラボ等で配布している。配布方法は、基本的には各建物の窓口に来ていただいて、マークの趣旨や使い方を直接説明しており、不特定多数の方に配布する形では行っていない。ただ、当事者の方の状況によっては、ご本人様が窓口にお見えになることが難しい現状もあり、代理の方や支援に入っている障害福祉サービス事業所の方等が取りに来ることもある。そのあたりは、個別に事情をお伺いしながら対応している。マーク自体は、一定周知が図られてきており、電車の中で声かけてもらえる等はあるかもしれない。本市としては、あくまで外見からわからない方に支援が必要な場合に、周りの人に知っていただきたいという意思表示のものとして取り扱っている。ヘルプマークは、大阪府が作成を一元的に担っており、各市役所の窓口等での配布を行っている。

(会長)

- ・その方よりもむしろ「私が助けます」というマークをつけていると、声をかけてもらいやすい。ご本人が求める場合もあるし、周りが見て助ける、そういうのがもう一つあれば良いと個人的には思う。

(委員)

- ・ヘルプマークは、大阪府だけで兵庫県とか近畿圏ではないのか。大阪府の事業か。

(事務局)

- ・大阪府が一元的に作成して各自治体の窓口で配布している。全て網羅しているわけではないが、材質等が若干作っている都道府県によって違うと聞いている。

(委員)

- ・兵庫県とかでもヘルプマークは持っておられるのか。

(事務局)

- ・全国で配布されている。

(委員)

- ・このアンケート結果は、次年度にかけてどうしていくか、あくまでベースだとおっしゃった。サービスを利用していない方が、利用していないにも関わらず何故差別を受けていると感じるのか、疑問に思っていた。サービスを受けていない人は、必要を感じないという回答が 50.4%ある。半数以上の方が必要を感じない中で、でも差別は受けているという気持ちをお持ちということで、どうしてサービスを受けないのか等、また次年度以降聞かせてもらいたいと思う。

(委員)

- ・東京で厚労省の事務次官の方と議論した。障害の予算をどうするか、かなり厳しいものが財務省からきているようである。彼が言うには、大阪で就A、就Bのトラブルがあった、つまり無駄なお金を使っている一部の事業者があるのではないかと。厚労省は、本当に必要なものについてはきっちりつけるつもりだが、一方で無駄なお金が動いているとすれば、それは抑える必要があるとおっしゃった。福祉サービス事業者のサービスの質の評価を今後どうしていくのかがある意味では最大の問題で、いわゆる営利事業者、営利法人だったらダメ、社会福祉法人なら良いというだけでは済まない。営利法人の中にも熱心なところもあれば、一方で長い間やっておられてサービスの質が担保できていない一部の社会福祉法人があることも事実である。全体のサービスの質を

担保して、そこを評価しながら必要な予算をきっちり獲得していくことが、我々にとって大きな議題になる。厚労省もこれだという絶対的な案は持っていないが、来年度に新しい3年の計画を立てる時に単価問題も出る。これから予算の要求なり、サービスの質の担保を踏まえながら、良い支援計画を作っていかなければならないと考えている。

(会長)

- ・ちょうど福祉サービスの曲がり角だと思う。特に、福祉と言われていたものが金儲けの手段に使われてきている。一部だがそういうところもあるし、実際の網の目という灰色の部分が一般就労になる。就労問題を考えるにしても、皆と一緒に会社で働くのと、特例子会社、いわゆる企業の雇用就労の雇用率は2.7%に上がる。そうすると、その人数分の障害者、そういう障害者ばかりを集めてそこにお金を落として雇用率を満たすことになれば、別にそれが法に触れるわけではないので、そういうところが増えてくる。雇用の形態も網の目というとおかしいが、上手くすり抜けていく灰色の部分がどうしても出てくる。そこをついてくることも、一つこれから考えていかないといけないポイントになる。福祉サービスも、今は福祉経営である。我々の学んだ時は、公的なものなのでそれを適切に使う運営管理だけが問題だったが、今は人件費も従業員も含めて報酬単価という形で示される。法律的に進める名目でそういうやり方を行う、新聞紙上を賑わせているような就労支援A型、移行のところが出てきている。委員がおっしゃっているような質のところ、一つこれから大きな課題になっていくと思う。

【案件3】 その他

(事務局)

- ・次回開催日程案内 (未定)

以上